

上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した太陽光発電システムの導入促進を図るため、太陽光発電等再エネ設備導入補助金（以下、「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備、定置用蓄電池、V2H充電設備（以下、「対象システム」という。）とは、別表に定める要件に適合したものをいう。

2 「一般住宅対象」とは、個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅又はその所有者及び使用者を対象とすることをいう。

3 「事業者対象」とは、「アパート」や「マンション」（大家・管理会社等の貸主）、「事務所」、「店舗」、「工場」、「研究所」及び「畜舎」等、前項以外の建物又はその所有者及び使用者を対象とすることをいう。なお、その建物に一般住宅を併用又は兼用する場合もこの対象とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、別表に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助事業による補助金の交付を既に受けたことがある者については、補助対象者とししないものとする。ただし、事業者対象については、この限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、別表に掲げる部品の設置に要する費用とする。

(補助金の算出及び交付限度額)

第5条 町が交付する補助金の額は、対象システムごとに別表に掲げる式で算出した額を合計した額とする。また、交付限度額についても別表にて掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表に掲げる書類を添えて、別に定める提出期限までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）をもって、補助金交付申請者にその内容を通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 本補助事業の内容又は本補助事業に要する経費を変更する場合においては、あらかじめ補助金変更等承認申請書（別記第5号様式）を町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、別に定める軽微な変更の場合はこの限りでない。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助事業変更等承認書（別記第6号様式）により、申請者にその内容を通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第10条 補助金により設置した対象システムは、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反して使用し、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象システムを処分する場合等、予め町長の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定により町長の承認を受け、対象システムの処分等で収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

3 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録を行ってはならない。

4 補助金の交付を受けた者は、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の発電量等の把握に関し、町にデータ等の提供をしなければならない。また、町が指定する発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置し、その費用は補助対象経費とする。

5 本補助事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量を一定の割合（一般住宅：30%、事業者：50%）以上とすること。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、対象システムの設置完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（別記第8号様式）に別表に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第12条 町長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の確定をしたときは、交付額確定通知書（別記第9号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知の上、補助金を交付するものとする。ただし、町長が必要であると認めたときは、概算払をすることができる。

3 補助金の概算払を受けようとするときは、太陽光発電等再エネ設備導入補助金概算払申請書（別記第10号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該申請者に対し、概算払通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第13条 町長は、実績報告を受けた場合において、その報告の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助金の交付決定を受けた者に命じ、報告を求めること又は調査することができる。

(補助金交付の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 町長の処分若しくは指示に従わないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第16条 町長は、補助金の交付決定を受けた者及び交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 太陽光発電に関するアンケート
- (2) その他町が進めるゼロカーボン推進施策に関する協力を依頼する事項
- (3) 今後、国等から各種データの追加要請がある場合に協力を依頼する事項

(補助事業の遂行)

第17条 補助金の交付を受けた者は、本補助事業により取得した対象システムは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助対象期間終了後の廃棄)

第18条 補助対象期間を経過した後の対象システムの廃棄等については、補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等が、自ら責任を持ち適切に処分を行わなければならない。

2 補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW以上の太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

3 補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW未満の太陽光発電設備の場合、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)第5節で述べられているとおり、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(その他)

第19条 この要綱及び上士幌町補助金等交付規則(昭和50年規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効果を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

別表（一般住宅対象）

対象システム	太陽光発電設備	定置用蓄電池	V2H充電設備
第2条 対象システム	<p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外とする）。</p> <p>(2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。</p> <p>(3) 各種法令等に遵守した設備であること。</p>		
	<p>(4) 住宅の屋根等への設置に適しかつ太陽電池の最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨て）が2kW以上50kW未満の小出力発電設備であること。</p> <p>(5) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること、又は、同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。</p>	<p>(4) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。</p> <p>(5) リチウムイオン蓄電池または同等以上の性能を持ち蓄電池部安全基準（JIS C 8715-2と同等規格）及び蓄電システム部（JISC 4412と同等規格）を満たす製品であること。</p> <p>(6) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p>	<p>(4) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。</p> <p>(6) 「CEV補助金」で補助対象となる銘柄に限る。</p>

<p>第3条 補助金の交付 対象者</p>	<p>上士幌町内の住宅等（自己が居住する住宅等に限る。以下この項において同じ。）に対象システムを新設（増設及び入れ替えも含む。）し、又は対象システムの設置された住宅を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、購入しようとする住宅等が中古住宅の場合は、新規（増設及び入れ替えも含む。）に対象システムを設置する場合に限る。なお、既に設置されているシステムを入れ替える場合においては、システムの廃棄及び解体工事等にかかる費用については対象としない。</p> <p>(1) 上士幌町内に住所を有する者（第12条に規定する実績報告書を提出するときまでに上士幌町に住所を有する予定の者を含む。）であること。</p> <p>(2) 設置者が上士幌町税（前号の括弧書きにあたる者は、現に住所を有する市町村税）を滞納していないこと。</p> <p>(3) 自己が所有しない住宅等に対象システムを設置する場合にあつては、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。なお、居住者が補助対象者であること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(5) 第三者所有型である電力購入契約（PPAモデル）又はリース契約での導入としないこと。</p>		
<p>第4条 補助対象経費 となる部品等</p>	<p>(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) インバータ (4) 保護装置 (5) 接続箱 (6) 直流側開閉器 (7) 交流側開閉器 (8) 配線及び配線器具 (9) 町指定の発電量等の計測機器及び通信機器一式 (10) その他対象システムの設置に必要な工事にかかる経費</p>	<p>(1) 蓄電池本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費</p>	<p>(1) V2H本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費</p>
<p>第5条 補助金の算出 及び交付限度 額</p>	<p>対象となる経費の合計額の2/3（1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p>	<p>対象となる経費の合計額の3/4（1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p>	<p>対象となる経費の合計額の3/4（1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p>
<p>上記3種類の各システムの補助金の算出額を合計し、3,000千円を上限とする。</p>			

<p>第6条 補助金交付申請に必要な書類</p>	<p>(1) 上士幌町内に住所を有する者にあつては、町税納入状況調査承諾書（別記第2号様式）、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書</p> <p>(2) 第4条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し（建売の場合は売買契約書等の写し）</p> <p>(3) 対象設備の設置に係る住宅等が自己の所有でない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書（別記第3号様式）</p> <p>(4) 誓約書（別添様式）</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>		
<p>(6) 太陽電池の最大出力値の合計が確認できるものの写し</p> <p>(7) 太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかる図面</p>	<p>(6) 定置用蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面</p>	<p>(6) V2H充電設備の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面</p>	
<p>第11条 実績報告に必要な書類</p>	<p>(1) 対象システムの設置状況を撮影した写真</p> <p>(2) 対象システム設置費に係る領収書の写し（第4条各号の経費内訳が記載されているもの）</p> <p>(3) 電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写し</p> <p>(4) 電力会社による電気設備調査結果がわかる竣工検査の試験記録書の写し</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>		

別表（事業者対象）

対象システム	太陽光発電設備	定置用蓄電池	V2H充電設備
<p>第2条 対象システム</p>	<p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外）。 (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 (3) 各種法令等に遵守した設備であること。</p>		
	<p>(4) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池ジュール認証」相当の認証を受けていること、又は、同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。</p>	<p>(4) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (5) リチウムイオン蓄電池または同等以上の性能を持ち蓄電池部安全基準（JISC8715-2 と同等規格）及び蓄電システム部（JISC4412 と同等規格）を満たす製品であること。 (6) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (7) とちぎ広域消防事務組合火災予防条例に基づき、必要に応じて設置届出書を消防署へ提出すること。</p>	<p>(4) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。 (5) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (6) 「CEV 補助金」で補助対象となる銘柄に限る。</p>

<p>第3条 補助金の交付 対象者</p>	<p>上士幌町内の事業所等に対象システムを新設（増設及び入れ替えも含む。）し、又は対象システムの設置された事業所等を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、購入しようとする事業所等が中古の場合は、新規に対象システムを設置する（増設及び入れ替えも含む。）場合に限る。なお、既に設置されているシステムを入れ替える場合においては、システムの廃棄及び解体工事等にかかる費用については対象としない。</p> <p>(1) 設置者が上士幌町税を滞納していないこと、また、上士幌町以外の者は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 自己が所有しない事業所等に対象システムを設置する場合にあつては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象者であること。</p> <p>(3) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又はF I P制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(4) 第三者所有型である電力購入契約（P P Aモデル）又はリース契約での導入としないこと。</p>		
<p>第4条 補助対象経費 となる部品等</p>	<p>(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) インバータ (4) 保護装置 (5) 接続箱 (6) 直流側開閉器 (7) 交流側開閉器 (8) 配線及び配線器具 (9) 町指定の発電量等の計測機器及び通信機器一式 (10) その他対象システムの設置に必要な工事にかかる経費</p>	<p>(1) 蓄電池本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費</p>	<p>(1) V 2 H本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費</p>
<p>第5条 補助金の算出 及び交付 限度額</p>	<p>対象となる経費の合計額の2/3（1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p>	<p>対象となる経費の合計額の3/4（1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p>	<p>対象となる経費の合計額の3/4（1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p>
<p>上記3種類の各システムの補助金の算出額を合計し、30,000千円を上限とする。</p>			

<p>第6条 補助金交付申請に必要な書類</p>	<p>(1) 上士幌町内に住所を有する者にあつては、町税納入状況調査承諾書（別記第2号様式）、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書</p> <p>(2) 第4条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し（建売の場合は売買契約書等の写し）</p> <p>(3) 対象設備の設置に係る事業所等が自己の所有でない場合にあつては、当該事業所の所有者の承諾書（別記第3号様式）</p> <p>(4) 誓約書（別添様式）</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>		
	<p>(6) 太陽電池の最大出力値の合計が確認できるものの写し</p> <p>(7) 太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかる図面</p>	<p>(6) 定置用蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面</p>	<p>(6) V2H充電設備の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面</p>
<p>第11条 実績報告に必要な書類</p>	<p>(1) 対象システムの設置状況を撮影した写真</p> <p>(2) 対象システム設置費に係る領収書の写し（第4条各号の経費内訳が記載されているもの）</p> <p>(3) 電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写し</p> <p>(4) 電力会社による電気設備調査結果がわかる竣工検査の試験記録書の写し</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>		